

東京大学開設当時における体育とスポーツ に関する一考察

渡 辺 融

第 1 表 東京大学名称変遷表

明治維新は近代文化の発足点であった。そして明治初年の日本においては、欧米文明をうけ入れ、種々の近代化がなされつつあった。

明治5年から行われた学校制度、そこでおこなわれたフィジカル・エデュケーションもその中の一つであった。明治初年の日本人々がこれを如何にうけとめ、成長させてゆくかを当時の東京大学、同予備門およびその前身である開成学校、大学南校を通して見ようとするのが本論の狙いである。扱う時期は明治5年(1872)より明治19年(1886)までの間である。

I 制度とその内容 一 課業としての体操一

明治5年施行、翌6年追加された学制の中には、大学では体操を行う規定がない。しかし東京大学が大学として発足したのは図に見られるように明治10年であり、当時(5年)においては南校、東校(医学校)、6年4月からは東京開成学校、東京医学校と呼ばれていた。明治5年の文部省年報によれば、東京開成学校(神田錦町三丁目一番地ニアリ)4月「運動所ヲ置キ生徒ニ体操ノ技ヲ教ユ」とある。この当時の生徒数は7級合せて231人であった。東京帝国大学50年史によれば同5年4月の授業時間割(学科課程)を掲載しているが、1週間に毎日9時~9時30分の間を体操の時間としている(第1表参照)。

明治6年の東京開成学校制定の専門学校入舎生徒日課表には夏季毎水曜日午前(マ、)4時~4時30分の間水泳を行わせている。¹⁾ 同年10月には同校に天皇の行幸があり、運動場における生徒の体操を御覧になったという記録があり²⁾、更に7年の文部省年報には、「体操規則ヲ定メ生徒ヲ分チ

年次	開成学校		大学南校		東京開成学校		東京医学校		東京英学校	
明治元	開成学校	医学校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
1										
2	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
3										
4	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
5										
6	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
7										
8	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
9										
10	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
11										
12	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
13										
14	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
15										
16	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
17										
18	大学南校	大学東校	大学南校	大学東校	東京開成学校	東京医学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校	東京英学校
19										
20	帝国大学	医学部予科	予備門大学	第一高等中学校	帝国大学	医学部予科	予備門大学	第一高等中学校	帝国大学	医学部予科

テ4隊トシ疾病事故アルニアラザレバ~~闕課スルヲ~~許サズ」となっている。このように大学南校、東京開成学校においてはその発足当時から課業としての体操を生徒に課していたことが明らかであるが、それではどのような考え方のもとにこれを課し、それがどのような内容をもっていかかということが問題となる。これを次にのべてみたい。

明治6年3月、文部省から刊行された文部省雑誌に次のような一文がある。「精ヲ励ムニ節限アリ。身ヲ養フニ方制アリ、是レ就学者ノ平生尤意ヲ用フベキ事ナリ。別冊生徒養生ノ法ハ、東京開成学校ニテ近来実地験効ヲ見ルモノニシテ、現今

* TORU WATANABE: On Physical Education and Sports in the Early Period of Tokyo University.

生徒ノ病患ニ嬰ル者、前日ニ此スレバ十其ハヲ減ジタリ……後略……」とあり、別冊「生徒養生ノ法」なる文中には、食物、飲物に関する注意、その他についてのべた後、「…生徒時ヲ以テ身体ヲ運動スルハ最モ切緊ナル一事ナリ。人ノ食物大抵ハ頭脳精神ノ運為ニ由テ稍耗シ去ルト雖ドモ、尚其余分ハ全体筋骨ノ運動ヲ俟テ新陳交代スル事ヲ得ルナリ。若シ之ヲ欠バ汚物体中ニ溜滞シテ終ニ禍害ノ基トナル。故ニ運動ハ唯身体ノ健康ヲ保持スルノミナラズ、又精神ヲ活潑ナラシムルニ必効アリ。……中略……故ニ日々時間ヲ定メテ運動ノ時限ハ食前一時或は食後二時ノ時ヲ宜シトス。夏天ニ水ヲ泳グハ運動中ノ最モ有益ノ事ニシテ身ノ為ニ効ヲ奏スル事亦甚多シ……後略……」とある。また明治9年の開成学校生徒心得³⁾の第一条に「生徒タル者必ズ散歩、戯芸、体操等ヲ為シ、以テ身体ノ運動ヲ為スベシ、体操ハ教員ヲ附シ其術ヲ演習セシム」とある。

以上の引用文献により、最良の撰生法、養生法としての体操乃至は運動であり、その為学校や文部省も積極的にこれを行い、授業の中にくり入れ、教師を附したものであろう。その前記の文部省雑誌によれば「近來実地験効ヲ見タ」とある。

ではこのような体操の内容はどんなものであったろうか。明治6年4月に南校樹中(屋内の意)体操図なるものが刊行されている⁴⁾。これは徒手体操であって、医療体操の一種である。おそらくこれが一つの教材として取り上げられていたのであろう。また前に述べた明治6年10月の天皇行幸の際生徒が行った体操は行飛、手摺、矢倉であったとあり、何らかの器具の用いたものもあったものと思われる。また当時の南校生徒の回顧談によれば、器械体操を行っていた⁵⁾。

明治10年4月、東京開成学校と東京医学校を併せ東京大学が発足することになった。学制に定められたように大学の教科課程の中には体操は含まれていないが、同時に発足した大学予備門(大学に進むべき生徒に予備学を授ける課程として設置された)の教科課程の中には体操が含まれている。但し予備門には体操の授業を行う設備が全くなか

ったので、当時新設された体操伝習所に生徒をおくってこれを習わせるようにし、はじめのうちは寄宿舎生にこれを課し、漸時これを全門生徒に及ぼそうとした⁶⁾。

第2表 大学南校時間割

十二字マテリ	十一字マテリ	十字マテリ	九字半マテリ	九字ヨマテリ	八字ヨマテリ	七字ヨマテリ	時	英 四 ノ 部 教師 師 鈴木 木 コ 知 ッ 雄 ト
習字	文典	地理学	体操	算術	書取	書取	月	
修身学	同	作文	同	同	読書	読書	火	
習字	同	地理学	同	同	書取	書取	水	
修身学	同	作文	同	同	読方	読方	木	
習字	同	地理学	同	同	書取	書取	金	
暗誦	同	作文	同	同	読方	読方	土	

明治15年には体操科は一般の教科課程の外に副置され、正課の余暇を以て演習させることとし、寄宿舎生は必修であり、通学生には適宜課されていた⁷⁾。同17年以後においては時間割の中に1週4時間の体操の時間があり、その内容は軽運動及び歩兵操練であった⁸⁾。同19年4月から予備門が第一高等中学校と改称され、文部省の直轄となってからも、体操は週3回で内容は兵式体操を行っていた⁹⁾。

以上のように、南校、東京開成学校、東京大学予備門における教科課程乃至これに準ずるものとしての体操の位置を年をおって史料にもとづいて並べてみた。体操、或は運動が生徒達の日常生活に必要な欠くべからざるものであるということは当初からみとめられ、その故に正課またはこれに準ずる副科として用いられて来たことは確かである。その内容について充分明らかにし得ないことは残念である。明治15年に至るまでは「生徒養

生ノ法」にあるような趣旨のもとに行われ、そのためあくまで主な対象を寄宿舎生においたものであった。しかしこれ以後、その内容に歩兵操練とか兵式体操とかとあらわれるようになり、寄宿舎生だけでなく全生徒を対象とするようになるのと情勢は変わってくる。従来の「生徒養生ノ法」と違った何かと現われるのである。

明治18年の文部省年報に次のような一文が出てくる。すなわち、「11月18日、文部省達、第13号ヲ以テ体操伝習所修業員ノ採用方ヲ府県ニ達ス是兵式体操ヲ兼修シタル体操科教員ヲシテ府県立学校ニ普及セシメンカ為ナリ。

また「12日(11月)兵式体操及び軽体操教員養成ノ要項ヲ体操伝習所ニ達ス是兵式体操ハ營ニ体力ヲ発達スルノミナラス能ク秩序ヲ守リ沈毅事ヲ耐フルノ慣習ヲ養フ等体育中最モ必要ノモノナルヲ以テ今ヨリ其教員タルベキモノヲ養成スルノ急務ナルニ因ルナリ。」

この二つの文章により、明治初年と明治18年の学校の体操に対する考え方の変化、社会全般のこれに対する要求の変化をほぼ推察できるのである。同年には東京師範学校体育科中に、仮に兵式体操が加えられ、又同体操の指令者には全隊の精神上に關係することを理由に帯剣する事が許され、体操伝習所の兵式体操及び軽体操伝習員に限り授業料が免除されている¹⁰⁾。参考までに当時文部省においては、同年12月に大臣が大木喬任から森有礼に更迭され、森文部大臣は、教育上奏文案中で、当時の学校体操科について、「体操ノ科目アルモ智者ト并馳セル能ハス云々」としてこれに改革の必要あることをのべていることを加えておく。¹¹⁾

II 各種スポーツの展開

体操・運動を学生、生徒に行わせることは、学制施行当初からの指導者達の必要とみとめるところであった。これは前に述べた「生徒養生ノ法」から見ても明らかである。従って教科課程にあるいは副科として教師をつけて体操、運動をおこなわせることもその一つであったが、これと同時に授業の余暇にこれをおこなうことも奨励した。最

も古くこれが見られるのは、明治5年4月の南校舎則であり、これには正課後の二時間は体操及び外出散歩の時間たるべきことを定めている。¹²⁾夏季は12時から、冬季は2時から2時間がこれに当てられている。また開成学校生徒心得にも同様のことがあることは前にも述べたとおりである。明治10年に発足した東京大学は専門的学問研究の府であり、研究者の養成の機関であって、この教科中に体操を含むことはなかったが、なお養生法としての運動を余暇に行うことは否定されたわけではなく、むしろ前記の趣旨の通り必要とされたのであり、東京大学における運動・体操はもっぱら学生達が三々伍々余暇に行うものを中心として盛んとなった。次に学生達の間で行われた種々の運動について順にのべてみたい。

1. 水泳

「生徒養生ノ法」中に「夏天ニ水ヲ泳グハ運動中ノ最モ有益ノ事ニシテ……」と特に推賞されており、水泳は早くから行われていた。即ち、明治6年の寄宿舎生の日課表中に夏季(6月1日から8月31日)午前4時から4時半までは水泳と定められている。おそらく毎年恒例のこととして水泳は行われていたものであろうが、明治11年8月中の真砂新聞紙上に、東京大学の3学部水泳教師大橋寛吾が生徒と共に新大橋と千住大橋の間の遠泳を行い、同人と生徒の中の7人が完泳したと報ぜられている¹³⁾。文部省年報によれば、明治10年代には学生・生徒の運動の為、本所千歳町渡船場の中洲で毎日7月水泳を実習させ、同18年にはここに水泳所を設置している¹⁴⁾。

2. 撃剣

撃剣、柔道の教育上の適否は明治16年、文部省で問題となり、調査の末正課としては不適當であるが、従来の行きがかり上比較的行われ易いので正課の体操の行われ難いところで実施すれば利があるとの結論を下した¹⁵⁾。東京大学では当時剣術を行っていた。すなわち、文部省年報の明治17年3月の項には、同年5月ロンドンで開かれる衛生教育博覧会へ出品するものとして、本学出版の書籍一覧、年報、化学々生卒業論文抄略等々と共